

平成23年度児童相談体制の強化

目 標

- I 地域支援の充実
 - ① 区市町村の児童相談対応力向上への支援
 - ② 区市町村との連携強化
- II 相談対応力の向上
 - ① チーム(ブロック)制の充実・徹底
 - ② 児童福祉係長・チーフ・地区担当司の業務の見直し・役割の明確化
 - ③ チーフの担当ケースゼロへの取り組み(24年度以降の完全実施へ)
 - ④ チーフが地区担司へ支援・助言(SV)できる体制づくり
 - ⑤ 地区担司がケースワークに専念できる体制づくり
 - ⑥ チーム(ブロック)内の実務指導体制の充実(人材育成)
 - ⑦ 相談受付体制・業務内容、配置等の見直し

留意点

- ① チーム(ブロック)内の児童福祉司の数は、チーフも含め原則4~7名とする
- ② チーフは、原則として3年以上児童福祉司を経験した者から所長が推薦し、局長が任命する
- ③ 専門課長は、チーム(ブロック)・チーフ制の定着・徹底に向け地域児相を支援する

23年度体制強化・充実のポイント

- ① 地域支援の強化 ⇒ チーフの「新たな業務」
- ② 養育家庭支援の強化 ⇒ 養育家庭支援担当者の配置
- ③ 施設等との調整の充実 ⇒ 児童福祉係長の「新たな業務」
- ④ 通年開所体制の強化 ⇒ 毎回の当番に必ず児童福祉係長かチーフを配置
- ⑤ 人材育成の充実 ⇒ チーフの「重点的に行う業務」
- ⑥ 一時保護の円滑化 ⇒ PTの検討結果を受けて、対応を徹底する

23年度体制強化の基本方針

- 1 地域支援体制の強化
 - ・地域支援業務については、チーフの業務とする
- 2 受付機能の充実
 - ・受付当番は、チーフを主とするが、チーム内で当番制を敷く(各チーム1名を受付当番として常駐させる。)
- 3 業務の統一化
 - ・現在の事務分掌は変更せず、施設入所調整業務は、事務分掌のとおり管理係が所管する。入所調整に必要な情報は、児童福祉係長が確認し、管理係長に入所調整を依頼する
- 4 その他
 - ・費用徴収調査作成事務、利用契約事務等の事務処理については、福祉職員業務とするなど、地区担当司の業務の軽減を図る

※児童福祉係長とチーフの業務内容

- ◆児童福祉係長 ※ 新たな業務「家庭復帰支援事業の統括」
- ◆チーフの業務 ※ 新たな業務 ①地域支援業務 ②受付機能の充実(回数増)
※ また、「① チーム(ブロック)内ケースへの対応」、「②人材育成業務」は、チーフとして重点的に行う

23年度体制・具体例

